

別表1 (化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)

	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位一リットルにつきミリゲラム)			備考				
		(1)	(2)	(3)					
一	畜産農業(日平均排水量1、000m以上の事業場の場合に限る。)	四〇	六〇	四〇	(イ)(ロ)	五〇			
二	畜産農業(日平均排水量1、000m未満の事業場の場合に限る。)	七〇	二二〇	七〇	(イ)(ロ)	一〇〇	六〇	九〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	八〇	六〇	(イ)(ロ)	六〇	八〇	八〇	
四	非金属鉱業	二〇	四〇	二〇	(イ)(ロ)	二〇	四〇	四〇	
五	肉製品製造業	四〇	七〇	四〇	(イ)(ロ)	六〇	六〇	五〇	
六	乳製品製造業	三〇	五〇	三〇	(イ)(ロ)	五〇	二〇	四〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ、三〇、五〇及び
七	畜産食品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	八〇	四〇	(イ)(ロ)	六〇	三〇	五〇	〇及び
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	八〇	四〇	(イ)(ロ)	六〇	三〇	六〇	
九	寒天製造業	八〇	二二〇	八〇	(イ)(ロ)	一〇〇	八〇	二〇〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	六〇	三〇	(イ)(ロ)	五〇	二〇	五〇	すり身製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一一〇、四〇、七〇、三〇、三〇、七〇と
十一	水産練製品製造業	三〇	八〇	三〇	(イ)(ロ)	六〇	二〇	五〇	すり身製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、七〇、三〇、七〇、三〇、七〇と
十二	冷凍水産物製造業	三〇	七〇	三〇	(イ)(ロ)	五〇	二〇	五〇	
十三	冷凍水産食品製造業	四〇	八〇	四〇	(イ)(ロ)	七〇	三〇	六〇	
十四	水産食品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除く。)				(イ)(ロ)				
十五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	三〇	一〇〇	三〇	(イ)(ロ)	七〇	三〇	六〇	
十六	野菜漬物製造業	四〇	八〇	四〇	(イ)(ロ)	七〇	三〇	六〇	
十七	味噌製造業	七〇	一〇〇	七〇	(イ)(ロ)	九〇	三〇	八〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ、六〇、九〇及び
十八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	一〇〇	七〇	(イ)(ロ)	九〇	四〇	八〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)の値は、六〇及び
一九	化学調味料製造業	二〇	七〇	二〇	(イ)(ロ)	四〇	二〇	四〇	
二〇	ソース製造業	三〇	七〇	三〇	(イ)(ロ)	五〇	三〇	五〇	
二一	食酢製造業	四〇	七〇	四〇	(イ)(ロ)	六〇	三〇	五〇	
二二	砂糖精製業	四〇	八〇	四〇	(イ)(ロ)	六〇	三〇	五〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	五〇	九〇	五〇	(イ)(ロ)	七〇	三〇	五〇	

一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲	三〇	五〇	三〇	五〇	三〇	五〇	三〇	五〇	五〇	七〇		
一〇三	複合肥料製造業	三〇	九〇	三〇	八〇	三〇	七〇	三〇	五〇	三〇	七〇		
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	三〇	六〇	三〇	五〇	三〇	七〇	三〇	五〇	三〇	五〇		
一〇一	製版業												
一〇〇	印刷業												
九九	出版業												
九八	新聞業												
九七	く。 から前項までに掲げるものを除く。） パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）												
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）												
九五	乾式法による繊維板製造業												
九四	セロファン製造業												
九三	重包装紙袋製造業												
九二	段ボール製造業												
九一	塗工紙製造業												
九〇	手すき和紙製造業												
八九	機械すき和紙製造業												
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）												
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）												
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの												
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの												
	は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの												
	は、第三欄の（一）（ロ）及び（二）（ロ）の値は、それぞれ二一〇、九〇七ton。												

一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	五〇	一〇〇	五〇	七〇	三〇	五〇	(一) 平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(ヨ)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ五〇、七〇とする。 (二) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(一)の規定にかかわらず、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、二五〇、一九〇、二二〇、一八〇、二〇〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三〇	五〇	二〇	四〇	二〇	四〇	(一) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、九〇、七〇、九〇、七〇、九〇とする。 (二) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七〇、五〇、七〇、五〇、七〇とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	六〇	(一) 乳重合合法による合成ゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。 (二) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	五〇	九〇	五〇	九〇	五〇	八〇	(一) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二九〇、二六〇、二八〇、二六〇、二八〇とする。 (二) 有機農業原体製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二三〇、一八〇、二二〇、一六〇、一九〇とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業(一一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	六〇	八〇	四〇	六〇	四〇	六〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(ヨ)(イ)の値は、六〇とする。

一一五	脂肪族系中間物製造業					(一) 平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ、六〇、八〇とする。 (二) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、(一)の規定にかかわらず、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二二〇、五四〇、二二〇、二二〇、一九〇、二二〇とする。	
一一六	メタン誘導品製造業		三〇	五〇	三〇	四〇	(三) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、(一)の規定にかかわらず、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、二二〇、八〇、一〇〇、八〇、一〇〇とする。 (四) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、(一)の規定にかかわらず、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一六〇、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。
一一七	発酵工業		二二〇	二四〇	二一〇	二三〇	
一一八	コールタール製品製造業		二二〇	二四〇	二一〇	二三〇	
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		五〇	一一〇	五〇	八〇	(一) 平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ五〇、七〇とする。 (二) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(一)の規定にかかわらず、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、三五〇、一九〇、二五〇、一九〇、二五〇とする。
一二〇	プラスチック製造業		三〇	五〇	二〇	四〇	(一) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、九〇、五〇、七〇、五〇、七〇とする。 (二) 硝酸セルロース又は酢酸セル

二二二	合成ゴム製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	六〇	(一) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、八〇、六〇、八〇、五〇、七〇とする。 (二) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。
二二三	有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	五〇	九〇	五〇	九〇	五〇	八〇	(一) 有機化学工業製品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、三二〇、二七〇、二九〇、二七〇、二九〇とする。 (二) 有機農薬原体製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二四〇、一八〇、二二〇、一六〇、一九〇とする。
二二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	五〇	三〇	五〇	三〇	五〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、四〇、六〇とする。
二二五	合成繊維製造業	三〇	六〇	二〇	四〇	二〇	四〇	アクリル系繊維製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、八〇、四〇、六〇、三〇、五〇とする。
二二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	三〇	五〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、四〇、六〇とする。
二二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	四〇	一〇	三〇	一〇	三〇	
二二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	四〇	一〇〇	四〇	八〇	四〇	八〇	
二二九	塗料製造業	四〇	一〇〇	四〇	六〇	四〇	六〇	
二三〇	印刷インキ製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	三〇	五〇	
二三一	医薬品原薬・製剤製造業	七〇	一〇〇	七〇	九〇	六〇	九〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(イ)の値は、七〇とする。
二三二	医薬品製剤製造業	三〇	八〇	三〇	八〇	三〇	五〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄(3)(ロ)の値は、六〇とする。

二二七	商業写真業	六〇	八〇	六〇	八〇	六〇	八〇	八〇		
二二六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	九〇	四〇	七〇	三〇	五〇			
二二五	リネンサプライ業	四〇	八〇	四〇	七〇	三〇	五〇			
二二四	旅館	五〇	七〇	四〇	六〇	三〇	五〇			
二二三	飲食店	五〇	七〇	四〇	六〇	三〇	五〇			
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	五〇	八〇	四〇	七〇	三〇	六〇			
二二一	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）	三〇	五〇	三〇	五〇	二〇	四〇			
二二〇	空瓶卸売業	三〇	五〇	二〇	四〇	二〇	四〇			一〇、三〇とす。
二一九	下水道業	二〇	六〇	二〇	四〇	二〇	四〇			活性炭製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、三〇、一〇、三〇、一〇、七〇、九〇とす。
二一八	ガス製造工場	二〇	四〇	二〇	四〇	二〇	四〇			
二一七	精密機械器具製造業	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇			
二一六	輸送用機械器具製造業	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇			
二一五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇			
二一四	プリント配線基板製造業	二〇	四〇	二〇	四〇	二〇	四〇			
二一三	一般機械器具製造業	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇			
二一二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇			
二一一	電気めっき業	四〇	八〇	四〇	七〇	四〇	七〇			
二一〇	非鉄金属製造業									
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）									
一九八	鉄粉製造業									
一九七	可鍛鉄製造業									
一九六	鑄鉄管製造業									
一九五	鑄鉄鑄物製造業（一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。）									
一九四	鑄鋼製造業									
一九三	鍛工品製造業									
一九二	鍛鋼製造業									
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇			
一八九	めっき鋼管製造業									

二二八	写真業（前項に掲げるものを除く。）								
二二九	自動車整備業								
二二〇	病院								
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。）	五〇	八〇	五〇	八〇	四〇	六〇	（一） 第一欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものにあつては、第三欄の（一）の値は、四〇とする。 （二） 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであつて、昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号が適用されるものにあつては、第三欄の（一）（ロ）（イ）及び（ロ）の値は、それぞれ八〇、四〇、八〇とする。 （三） 第一欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、九〇、七〇、九〇、四〇、八〇とする。	
二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	四〇	六〇	三〇	五〇	二〇	四〇	（一） 日平均排水量が三、〇〇〇m ³ 未満のものにあつては、第三欄の（一）（イ）の値は、五〇とする。 （二） 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたものにあつては、第三欄の（二）（イ）及び（ロ）の値は、それぞれ四〇、六〇とする。 （三） 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の（一）（イ）及び（ロ）（イ）（イ）並びに（三）（イ）の値	

二二四	ごみ処理業	三〇	七〇	三〇	五〇	は、それぞれ一〇、五〇、一〇、一〇とする。
二二五	廃油処理業	二〇	四〇	二〇	四〇	
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	五〇	二〇	四〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	四〇	八〇	四〇	七〇	
二二八	と畜場					
二二九	中央卸売市場	二〇	五〇	二〇	四〇	
二三〇	地方卸売市場	二〇	五〇	二〇	四〇	
二三一	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	二〇	五〇	二〇	四〇	
二三二	一の項から前項までに分類されないもの	一〇	二二〇	一〇	九〇	